

堺市請負工事に係る中間技術検査の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市請負工事検査規程(平成5年庁達第1号)第3条に規定する中間技術検査(以下「技術検査」という。)の実施について必要な事項を定める。

(技術検査の対象工事)

第2条 技術検査を実施する工事は、次に掲げる工事(その工事期間が180日以上のものに限る。)のうちから理財局長が指定するものとする。

- (1) 予定価格が100,000,000円以上の建築工事
- (2) 予定価格が50,000,000円以上の建築工事以外の工事

(技術検査の実施)

第3条 技術検査は、技術的な観点から工事中の施工状況の確認及び評価を行うことにより実施するものとする。

- 2 技術検査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による検査を実施する際に、行うものとする。ただし、工事検査課長は、必要があると認めるときは、工事の施行を担当する課(これに準ずる組織を含む。)の長(以下「担当課長」という。)と協議の上、工事の施工中においても技術検査を行うことができる。
- 3 担当課長は、技術検査を実施する工事に係る契約を締結しようとするときは、技術検査を実施する旨を特記仕様書に明記しなければならない。
- 4 技術検査を実施する者は、必要があると認めるときは、当該技術検査の対象となる工事を担当する職員に対して、当該工事に関する図書若しくは物件の提示、立会い又は工事に関する説明を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 技術検査の実施については、この要綱の施行後も、その実施状況等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。